

京都市環境影響評価等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成27年4月1日

京都市長 門川 大作

京都市規則第 4 号

京都市環境影響評価等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

京都市環境影響評価等に関する条例施行規則の一部を次のように改正する。

第53条第2項中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に、「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則」に改める。

別表第1(18)の項中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に、「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則」に改め、同表備考2第1号中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則」に改める。

附 則

この規則は、平成27年5月29日から施行する。

(環境政策局環境企画部環境管理課)